



島根県報

平成30年11月30日（金）

第3,062号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (医 療 政 策 課) 2

【告 示】

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 7

保安林の指定施業要件の変更 (") 7

【特定調達公告】

島根県立中央病院の電力調達に係る一般競争入札の実施 (病 院 局) 8

浦郷警察署警備艇うらかぜ平成30年度定期検査整備工事に係る一般競争入札の落札者等 (警 察 本 部) 11

【公安告示】

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲の廃止 (警 察 本 部) 11

公布された条例等のあらまし

◇臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第88号）

1 規則の概要

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴う衛生検査所登録台帳の様式の整備（様式第1号関係）

2 施行期日

平成30年12月1日から施行することとした。

規 則

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第88号

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和56年島根県規則第76号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第1条関係)

衛 生 検 査 所 登 録 台 帳

登 録 年 月 日		年 月 日	登録番号 第 号
開設者	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
衛 生 検査所	名 称		
	所 在 地		
構 造 設 備 の 概 要			
管理者	氏 名		
	資 格		
検査業務を指導監督する医師	氏 名		
	免許証登録番号		
精度管理責任者	氏 名		
	免許証登録番号		
遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者	氏 名		
	免許証登録番号		
検査業務に従事する者の資格及び氏名	医 師		
	臨床検査技師		
	衛生検査技師		

法第2条における検査分類	省令別表第1中欄の検査内容	検査実施の有無	検査用機械器具	設置状況	代替する検査用機械器具の名称	
微生物学的検査	細胞培養同定検査		ふ卵器			
			顕微鏡			
			高圧蒸気滅菌器			
	薬剤感受性検査			ふ卵器		
				顕微鏡		
				高圧蒸気滅菌器		
免疫学的検査	免疫血液学検査		恒温槽			
	免疫血清学検査		自動免疫測定装置又はマイクロプレート用ウォッシャー及びマイクロプレート用リーダー			
血液学的検査	血球算定・血液細胞形態検査		自動血球計数器			
			顕微鏡			
	血栓・止血関連検査		血液凝固検査装置			
	細胞性免疫検査		フローサイトメーター			
病理学的検査	病理組織検査		顕微鏡			
			マイクロトーム			
			パラフィン溶融器			
			パラフィン伸展器			
			染色に使用する器具又は装置			
	免疫組織化学検査			顕微鏡		
				マイクロトーム		
				パラフィン溶融器		
				パラフィン伸展器		
				染色に使用する器具又は装置		
	細胞検査		顕微鏡			
分子病理学的検査		蛍光顕微鏡				
生化学的検査	生化学検査		天びん			
			純水製造器			
			自動分析装置又は分光光度計			
	免疫化学検査			天びん		
				純水製造器		
				自動分析装置又は分		

			光光度計		
	血中薬物濃度検査		分析装置又は分光光度計		
尿・糞便等一般検査	尿・糞便等検査		顕微鏡		
	寄生虫検査		顕微鏡		
遺伝子関連・染色体検査	病原体核酸検査		核酸増幅装置		
			核酸増幅産物検出装置		
			高速冷却遠心器		
	体細胞遺伝子検査		核酸増幅装置		
			核酸増幅産物検出装置		
			高速冷却遠心器		
	生殖細胞系列遺伝子検査		核酸増幅装置		
			核酸増幅産物検出装置		
			高速冷却遠心器		
	染色体検査		CO ₂ インキュベーター		
			クリーンベンチ		
			写真撮影装置又は画像解析装置		

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

告**示****島根県告示第743号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市湖陵町畑村269-2、282、877、1055、1056、1057-2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第744号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年11月30日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
島根県立中央病院の電力調達 一式
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書及び「島根県立中央病院の電力調達仕様書」による。
- (3) 調達期間
平成31年4月1日から平成34年（2022年）3月31日まで
- (4) 調達施設
島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 平成30年12月26日(入札参加資格確認申請の提出期限)までに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 平成30年12月26日(入札参加資格確認申請の提出期限)において、庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成17年島根県告示第208号)第5条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の当該種別に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県病院事業管理者が認めた者であること。
- (8) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (9) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する部局の名称及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課

電話 0853-30-6435 F A X 0853-21-2975

電子メール tyubyoshisetsu@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成30年11月30日(金)から同年12月25日(火)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで、電子メールによって交付するので、この入札に参加を希望する者は、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する本公告に貼付されている「入札説明書交付申請書」に必要事項を記載し、電子メールで4の問合せ先へ送信すること。

なお、送信後は必ず電話にて到着の確認をすること。

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成30年12月3日(月)から同月26日(水)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない(郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。)
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

平成31年1月21日（月）午前11時まで

(2) 場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室1

(3) 郵便により入札する場合は、書留郵便とし、平成31年1月21日（月）午前9時までに4の問合せ先へ必着のこと。

8 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第93条第2項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県病院局財務規程第116条第2項の規定により、契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に基づき、調達期間における予定電力等による相当金額を調達期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項に規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 契約における特約事項

本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、予算の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

(8) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、契約金額は単価とする。

(9) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Bidding Information :

a Title of Procurement : Electric Power Procurement for Shimane Prefectural Central Hospital

b Procurement Period : From April 1, 2019 until March 31, 2022

(2) Deadline for Submission of Bidding Participant Qualifications :

Submissions allowed from 9 : 00—12 : 00 and 13 : 00—17 : 00, from December 3, 2018 until December 26, 2018 (excluding Saturdays, Sundays and national holidays)

(3) Date and Time of Bidding and Bid Opening : 11 : 00 on January 21, 2019

(Deadline for bidding by postal service : 9 : 00 on January 21, 2019)

(4) For Inquiries and Submissions:

Facility Management Division, Management Department Secretariat, Shimane Prefectural Central Hospital,
4 - 1 - 1 Himebara, Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan

TEL : 0853-30-6435

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年11月30日

島根県警察本部長 今 村 剛

1 件名及び数量

浦郷警察署警備艇うらかぜ平成30年度定期検査整備工事 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

平成30年11月14日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社石橋造船鉄工所 代表取締役 石橋 雄器 鳥取県境港市岬町48番地

5 落札金額

48,924,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成30年9月18日

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第135号

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲（平成30年島根県公安委員会告示第95号）は廃止し、平成30年12月1日から施行する。

平成30年11月30日

島根県公安委員会委員長 樋 口 忠 三